

加古川市町内会等掲示板設置補助金制度のご案内

町内会・自治会（以下「町内会等」という。）が、町内会員相互の連絡や行政機関等の広報伝達のための掲示板を新設または改修される場合において、その経費が1万円以上のときは経費の一部を助成します。

経費の一部を助成するにあたり、予算措置が必要となりますので、来年度に事業を実施する予定のある町内会等は、別添調査票にて必ずご報告ください。

1 対象団体

加古川市町内会連合会に属する町内会長・自治会長が代表を務める町内会等

2 対象となる掲示板

町内会等における構成員相互の連絡や行政機関等の広報伝達の手段として、ポスター、文書等の掲示物を掲示するために町内会等が設置する施設で、当該町内会等が維持管理するもの

3 対象事業

① 新設 新たに掲示板を設置、又は既存の掲示板を撤去し新たに設置する事業

② 改修 既存の掲示板を修繕又は改造する事業（移設を含む）

※いずれも、補助対象経費が1万円以上の事業が対象となります。

※加古川市ごみステーション整備事業補助金、その他の市が交付する補助金を受けて実施する事業は、補助の対象となりません。

4 補助率及び補助上限額

①新設の場合

掲示板1基につき

新設に要する費用に1/2を乗じて得た額の範囲内で、5万円を上限とします。

②改修の場合（移設を含む）

掲示板1基につき

改修に要する費用に1/2を乗じて得た額の範囲内で、2万円を上限とします。

※①②のいずれの場合も、算出額に千円未満の端数があるときは切捨てとなります。

5 申請方法

提出書類等を作成いただき、市民活動推進課まで直接持参いただくか郵送またはメールにて提出してください。

※工事着工前に申請が必要ですので、希望される場合は、あらかじめお問い合わせください。

申請様式は市ホームページにも掲載しております。

ホーム > 組織から探す > 市民協働部 > 市民活動推進課 > 町内会・自治会（地域コミュニティ） > 加古川市町内会等掲示板設置補助金について

6 手続きの流れ

町内会等	市
①補助金交付申請書の提出 〔作成・提出するもの〕 ア. 補助金交付申請書・収支予算書(様式第1号) イ. 見積明細書の写し ウ. 位置図及び写真 エ. 同意書【※1】 オ. 確認書 カ. その他市長が必要と認める書類	
	②交付決定(審査・通知書送付)
③事業の実施 【※2】 設置工事、改修工事	
④ 補助事業実績報告書の提出 ※実施完了後2週間以内 〔作成・提出するもの〕 ア. 補助事業実績報告書(規則様式第5号) イ. 収支決算書 ウ. 事業に係る領収書の写し エ. 事業に係る写真 【※3】 オ. その他市長が必要と認める書類	
	⑤ 補助額の確定 (審査・通知書送付)【※4】
⑥補助金等請求書の提出 〔作成・提出するもの〕 ア. 補助金等請求書(規則様式第7号)	
	⑥ 補助金の交付(振込)

※1 新設・移設の場合は、用地の地権者、管理者等関係者の同意を得ること。

※2 交付決定後に事業内容が変更になった場合は、補助事業変更申請書(規則様式第3号)の提出が必要となります。

※3 工事の施工部分の新旧の分かるもの。

※4 交付決定額と補助確定額が同額の場合は、確定通知の送付は行いません。

〈問い合わせ先〉

加古川市 市民活動推進課 地域コミュニティ係
 〒675-0065 加古川市加古川町篠原町 21-8 加古川ビル5階
 TEL (079) 427-9195(直通) FAX (079) 441-7161
 メールアドレス: kyodo@city.kakogawa.lg.jp
 開庁時間: 月曜～金曜 午前9時～午後5時30分
 (祝日・年末年始・施設休館日を除く)
 ※加古川市役所の本庁ではありませんのでご注意ください。